

佐賀県東部工業用水道規程第3号

佐賀県東部工業用水道文書管理規程（平成2年佐賀県東部工業用水道規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(文書事務)</p> <p>第2条 文書事務については、<u>佐賀県文書規程</u>（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）及び佐賀県電子メール取扱規程（平成25年佐賀県訓令甲第10号）の規定の例による。</p>	<p>(文書事務)</p> <p>第2条 文書事務については、<u>佐賀県文書管理規程</u>（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）及び佐賀県電子メール取扱規程（平成25年佐賀県訓令甲第10号）の規定の例による。</p>

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。